

自転車用ヘルメット 普及促進モニター募集

市内在住の高齢者を対象に、自転車用ヘルメットを配布し、普及促進のためのモニターとして交通安全運動推進委員会の実施する交通安全活動に参加・協力してもらいます。

■モニター対象期間

ヘルメット配布～11月30日(日)まで

■対象者

- ・4月1日時点で65歳以上の人
- ・市内に居住している人（住民基本台帳に記録されている人）
- ・交通安全運動推進委員会の実施する交通安全活動にできるだけ参加・協力できる人
- ・モニター事業実施後のアンケートに回答できる人

■募集モニター数

25人（応募多数の場合は抽選）

■必要書類

- ・申込書（交通安全運動推進委員会ホームページでダウンロードまたは生活環境課窓口で配布）
- ・申請者の身分証の写し

■募集期間

4月1日(火)～4月30日(水)まで

■申請方法

- ・QRコード
- ・必要書類の持参・郵送・メール

■その他

ヘルメット配布時にモニター説明会を実施します（5月下旬～6月上旬予定）



自転車用ヘルメット 購入費助成事業

幼児から児童を対象に、自転車用ヘルメットの購入費用を一部助成します。

■対象者

- ・平成25年4月2日～令和4年4月1日生まれの人
- ・市内に居住している人（住民基本台帳に記録されている人）

■対象となるヘルメット

- ・新品のものであること
- ・市内の店舗で購入したものであること
- ・令和7年4月1日以降に購入されたものであること
- ・自転車用に製造されたものであること
- ・下記のいずれかの安全性の認証を受けたものであること
SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマーク

■助成金額 上限3,000円（3,000円未満は全額）

■助成個数 100個（先着）

■必要書類

- ・助成申請書
- ・レシートまたは領収書などの写し
- ・安全認証マークの写ったヘルメットの写真
- ・ヘルメット使用者の身分証の写し
- ・振込先情報のわかるものの写し

■申請期間

5月1日(木)～11月30日(日)まで

※申請期間内であっても予算の上限に達し次第、終了

■申請方法

- ・QRコード
- ・必要書類の持参・郵送・メール



問合せ先 恵庭市交通安全運動推進委員会事務局（生活環境課内 / 〒061-1498 京町1 / ☎33-3131 内線2363 / m-seikatsukankyou@city.eniwa.hokkaido.jp）

市内牧場における 障がい者虐待に関する 本市に対する訴訟について （第7回口頭弁論）

第7回口頭弁論が令和7年2月21日(金)15時から行われました。被告恵庭市においては、原告らが作成した準備書面に対する認否・反論として、準備書面を陳述するとともに、令和7年4月21日(月)までに証拠書類を提出することとなりました。

次回、第8回口頭弁論期日は、令和7年5月13日(火)15時です。



問合せ先
総務課（☎33-3131 内線2212）

令和7年度 姉妹都市等交流促進事業費補助金の募集

姉妹都市・山口県和木町および友好都市・静岡県藤枝市との交流事業を行う市民団体などに対して、補助金を交付します。

■対象団体

恵庭市内を活動の拠点とし、次のいずれかに該当する市民団体など

- ①教育・文化またはスポーツの振興を目的とする団体
- ②農業・商工業および観光などの経済・産業分野における団体
- ③地域福祉の団体や、地域づくり活動分野における団体

■対象事業・経費

- (1) 和木町または藤枝市における同市・町内の団体などとの交流事業
 - 講師謝礼、交通費ほか
 - 対象経費の3分の1以内（上限2万円/人、40万円/団体）
- (2) 恵庭市内において和木町または藤枝市の団体などとの交流事業
 - 講師謝礼、交通費、会場代ほか
 - 対象経費の3分の1以内（上限10万円）

■申込期限

12月28日(日)

※申請書など必要書類を申込先に提出

問合せ・申込先／総務課（☎33-3131 内線2211）

広報えにわ読者
キャンペーン!



◀今月のえにわは
こちら

あなたの意見を聞かせてください

2025年度パブリックコメント実施予定

NO.	名称	意見募集時期	趣旨・目的	問合せ先
1	第6期恵庭市総合計画基本構想（案）	7月頃	現行の「第5期総合計画」の計画期間（平成28年度～令和7年度）が終了することから、新たなまちづくりの指針として第6期総合計画を策定する。	企画課 （内線2341）
2	恵庭市舗装維持管理計画	9月～11月頃	令和7年度に行うAIを活用した舗装診断の診断結果を基に「恵庭市舗装維持管理計画」を策定する。	管理課 （内線2413）
3	行政改革大綱（仮称）	10月頃	現行の「第7次行政改革推進計画」の計画期間が令和7年度で終了することから、効率的かつ効果的な行政運営のもと、市民生活の満足度の更なる向上を目指し、行政改革大綱を策定する。	企画課 （内線2611）
4	恵庭市デジタル化推進計画	10月頃	市民の利便性の向上や将来にわたる安定的な行政運営の実現を目指し、ICTの効率的な活用を推進するため策定した計画が期間満了のため、次期計画を策定する。	情報政策課 （内線2216）
5	恵庭市立地適正化計画	11月上旬頃	都市機能や居住の適正な配置を行い、持続可能な都市を実現するための計画を策定する。	まちづくり推進課 （内線2331）
6	第3期恵庭市中小企業等振興基本計画	12月頃	中小企業振興に関する施策の総合的な推進のため、市、企業、関係団体および市民それぞれが連携・協働して取り組むための指針として策定された当計画が令和7年度で終了するため、新たな期間の計画を策定する。	商工労働課 （内線3331）
7	第6期恵庭市生涯学習基本計画	12月頃	市民が生涯にわたり学習や活動を実践し、充実した人生を送ることができるよう、「恵庭市生涯学習基本計画」の策定を行う。	社会教育課 （内線1711）
8	第5期恵庭市地域福祉計画	12月頃	第4期計画が令和7年度をもって終了すること、さらには、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む人や社会福祉に関する活動を行う人が参画することで市民一人一人が安全・安心な暮らしを送ることができる「地域共生社会」の実現を目指すため、第5期計画を策定する。	福祉課 （内線1211）
9	恵庭市国際化推進アクションプラン（改定）	令和8年1月6日～2月5日	現行の「国際化推進アクションプラン」は、平成30年より前・後期4年ごとに進捗確認を行っており、令和7年度に後半の実施期間を終了することから、次期アクションプランを策定する。	企画課 （内線4701）
10	第3期恵庭市観光振興計画	令和8年1月頃	令和8年度から10年間の恵庭市観光の方向性を定める計画を策定する。	花と緑・観光課 （内線2523）
11	恵庭市公共施設等総合管理計画・個別計画 第2次プログラム・前期5か年	令和8年1月頃	公共施設（建物）を種別ごとに分類し、各施設の老朽化（経過年数）や施設のあり方、集約・統合などの可能性などについて検討および整理を行い計画を策定する。	管財・契約課 （内線2356）
12	第3次恵庭市男女共同参画基本計画	令和8年1月頃	現行の計画が、令和7年度で計画期間終了となることから、次期基本計画を策定する。	総務課 （内線2211）
13	恵庭市運動・スポーツ推進計画	令和8年1月頃	現行の計画が、令和7年度で計画期間終了となることから、次期計画を策定する。	健康スポーツ課 ☎25-5727
14	恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画（素案）	令和8年1月頃	安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」が令和7年度で終了することから、「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画（素案）計画期間：令和8年度～令和13年度」を策定する。	生活環境課 （内線1181）
15	恵庭市強靱化計画 <small>きょうじん</small>	令和8年1月～2月頃	現行の計画が、令和7年度で計画期間終了となることから、次期計画を策定する。	基地防災課 （内線2244）

【問合せ先】生活環境課 ☎ 33-3131（内線 2363）